

令和5年発

# にしき福祉相談センター かわら版

第9号2023年2月

## メール相談

令和3年12月1日から、Eメール相談が可能となり令和4月1日から本格的にEメール相談の運用となりました。お気軽にご利用下さい。24時間365日送信が可能ですが、返信は開所時間内になります。メール相談の開始に伴い、開所時間がかわりました。

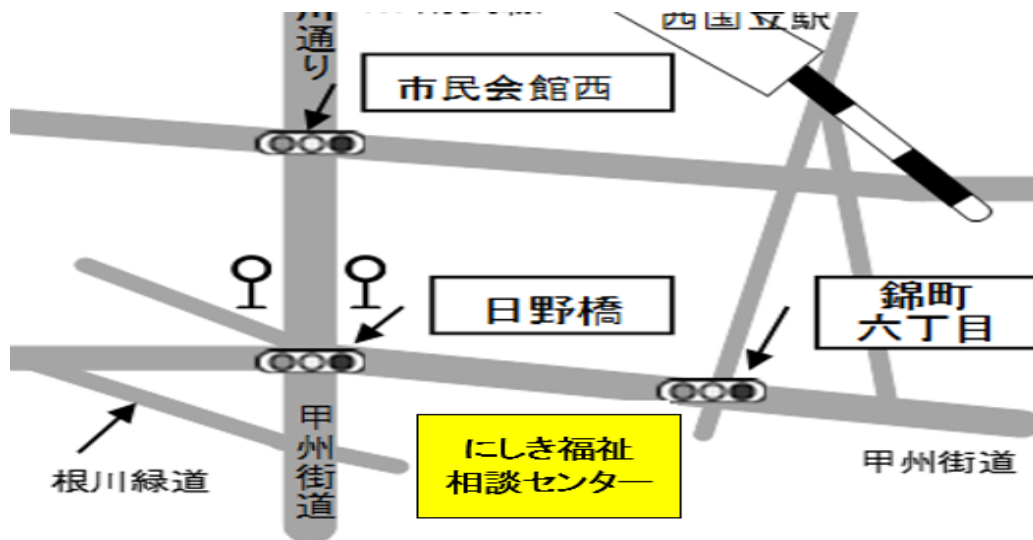
開所時間：月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

にしき福祉相談センターのメールアドレス

**s-nishiki@shisei.or.jp**

## にしき福祉相談センター地図

☎ 042-527-0321



## 耳より情報

にしき福祉相談センターでは、不定期ですがソフトバンクの協力を得て、初心者を対象とした「スマホ教室」を開催しております。コロナ禍で対面が難しくなったなかでツールとして関心が高まり、地域で教室が盛んに開催されています。スマホ操作に限らず教室をきっかけに、人との出会いの場としても活用できればと考えます。

●開催日時：令和5年3月30日（木）

14時～16時

●時所：にしき学習館 定員：15名

●申し込み方法：往復はがきにて 住所・氏名

・電話番号を記載して下さい。定員を超えた場合は抽選になります

●締め切：2月末消印有効

●宛先：190-0022 立川市錦町6-28-15 にしき福祉相談センター 電話 042-527-0321

立川市の公式LINEを御存じですか？市の広報でもアナウンスされています。市の公認キャラクターのくるりんから賀状も届きます。必要な情報を登録すと随時送られてきますので、登録し活用してはいかがでしょうか。

右の二次元コードより立川市公式LINEの登録ができます。





## ペット問題

最近のペットブームはめをみはるものがあり、高齢者にとりペットは、生きる糧にもなっています。しかし、良い事ばかりではありません。「高齢者のペット問題」として地域で皆さんと共に取り組んでいく必要ができています。「入院が必要なのにペットがいるので拒否している」「認知症が進行して、ペットの世話ができない」「ちゃんと世話ができていないので、犬が狂暴化して。怖くて訪問できない」「飼い主が亡くなり残されたペットをどうしたらいいのか」等々近隣にお住まいの高齢者が飼われているペットが、気になっている方もいるのではないのでしょうか？

ペット問題で、相談先として地域福祉コーディネーターさんを経由してボランティアさん、「動物愛護センター」、動物の保護、動物虐待について、初動窓口となる立川市環境対策課等があります。しかし、これらの相談先も限界があります。

地域の皆さんでペットについて考える機会になればと思います。そこで、今回は「ペットのエンディングノート」を紹介します。地域包括支援センター、福祉相談センターで配布しております。先ず、手にとりペットを飼うということはどの様な責任が発生してくるか考えてみませんか。



## ちょっとひと息



早いものでもう2月です。今年の冬は10年に一度と言われる寒波に見舞われ、交通網が乱れる事態が起きています。昔から、季節ごとに縁起を担ぎ無病息災を願った行事が行われています。時期が過ぎましたが、写真は「どんと焼き」のひとコマです。未だに続く「コロナ禍」のなか少しづつ規制緩和されて、予定では5月8日以降に感染症2類からインフルエンザ5類相当に変更と政府発表です。まだ3ヶ月期間がありますが、どう変わっていくのでしょうか？

### 編集後記

節分の翌日は「立春」ですが、まだまだ春の便りは遠いようです。春が待ちどろしい今日この頃です。(M/M)

